

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年9月30日
<b>【会社名】</b>	株式会社オウケイウェイヴ
<b>【英訳名】</b>	OKWave
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 兼 元 謙 任
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役経営管理本部長 野 崎 正 徳
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長兼元兼任及び取締役経営管理本部長野崎正徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。全社的な内部統制の評価範囲については、質的重要性の高い当社及び連結子会社である株式会社ブリックスを対象としました。なお、連結子会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、上記の僅少であると判断した連結子会社6社を除き、当社及び株式会社ブリックスを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びソフトウェア資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

### 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当連結会計年度末日時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

平成25年6月期第3四半期の連結決算作業を行ったところ、当社が平成24年10月に子会社化した株式会社ブリックスの売上高及び売掛金と売上原価及び買掛金を確定する証憑類に不足が生じていたため、その確認を詳細に行いました。その過程で、株式会社ブリックスの取引先の1社に対し、多額の未回収残高があることがわかりました。このことから、速やかに社外の専門家の協力も得て社内調査を行ったところ、当該会社は株式会社ブリックスが実質的に経営を支配している会社であることが明らかになりました。

上記に伴い、さらに関連する取引調査を行ったところ、株式会社ブリックスは、当社が同社の子会社化を検討する際に提出を受けた財務諸表等において未払費用等を過少計上しており、これらは株式会社ブリックスが増資や借入を円滑に進めることを目的として、当該会社との間で不適切な会計処理を行っていたものであることが判明いたしました。

この不適切な会計処理を修正したことに伴い、株式会社ブリックスは平成24年9月30日現在で債務超過の状態にあり、企業価値が毀損していたことから、平成25年6月期第2四半期報告書について、株式会社ブリックスへの当社投資額とこれに対応する株式会社ブリックスの資本との相殺消去にあたって発生した差額を関係会社投資損失とする訂正報告書を提出いたしました。

これは、同社においてコンプライアンスの徹底が不十分であり全社的な内部統制が未整備であったこと及び同社の業務プロセスに係る内部統制が未整備であったことに加え、当社において連結子会社のモニタリングに関する全社的な内部統制に不備があったことにより発生したものと認識しております。

上記不適切な会計処理は当連結会計年度末日の直前に判明し、時間的制約からその発生原因を踏まえた内部統制の整備及び運用を完了することができなかつたため、当該開示すべき重要な不備を当連結会計年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、内部統制の整備及び運用の重要性は強く認識しており、この財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、以下の再発防止策を推進し、翌連結会計年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

(再発防止策)

- (1) 経営陣および財務報告に係る担当者へのコンプライアンス教育実施
- (2) グループ経営及び経理体制の強化
- (3) 当社による毎月の総勘定元帳、債権債務内容チェック
- (4) 当社監査役によるチェック強化
- (5) 当社による直接の内部監査
- (6) 内部通報制度の設置
- (7) 今後の買収時のチェック項目強化

### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

### 5 【特記事項】

該当事項はありません。